

○実践女子大学短期大学部学位規程

(平成17年11月16日制定)

改正 平成22年3月24日 平成26年4月1日改正
平成27年3月19日改正 平成28年3月16日改正

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条及び実践女子大学短期大学部学則(以下「学則」という。)第21条の規定に基づき、実践女子大学短期大学部(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

日本語コミュニケーション学、英語コミュニケーション学

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第21条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その名称を用いるときは、「実践女子大学短期大学部」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定し、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日)

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日改正)

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月19日改正)

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月16日改正)

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

別紙

卒業証書・学位記

[別紙参照]